

基 発 0 6 1 8 第 1 号
平成 2 5 年 6 月 1 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

職場における腰痛予防対策の推進について

職場における腰痛予防対策については、平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号「職場における腰痛予防対策の推進について」により「職場における腰痛予防対策指針」を示し、当該業務従事者に対する腰痛予防対策の指導に努めてきたところである。

この間、腰痛は、その発生件数が大きく減少したものの、依然として多くの業種で業務上疾病全体に占める割合が最も大きい疾病であり、一方、社会福祉施設をはじめとする保健衛生業においては、最近の 1 0 年間で発生件数が 2.7 倍に増加していることから、引き続き、腰痛予防対策の推進は重要な課題である。

このため、今般、福祉・医療分野における介護・看護作業、長時間の車両運転や建設機械の運転の作業等を対象に、広く職場における腰痛の予防を一層推進するため、別添のとおり当該指針を改訂したので、あらゆる機会を通じて周知を図るとともに、必要に応じて介護保険事業を所管する自治体や労働災害防止団体等と連携し、関係事業場に対する指導を実施されたい。周知・指導に当たっては、この通達の解説部分（参考を除く。）は、本文と一体のものとして取り扱われたい。

なお、別紙 1 により関係団体の長あて、別紙 2 により厚生労働省関係局長、国土交通省関係局長等及び総務省関係局長あて、別紙 3 により都道府県等関係自治体あて通知しているので申し添える。

おって、平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号は、本通達をもって廃止する。

別紙 1

基発 0 6 1 8 第 2 号

平成 2 5 年 6 月 1 8 日

別記の関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

職場における腰痛予防対策の推進について

平素、労働基準行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における腰痛予防対策については、平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号「職場における腰痛予防対策の推進について」により「職場における腰痛予防対策指針」を示し、当該業務従事者に対する腰痛予防対策の指導に努めてきたところです。

この間、腰痛は、その発生件数が大きく減少したものの、依然として多くの業種で業務上疾病全体に占める割合が最も大きい疾病であり、一方、社会福祉施設をはじめとする保健衛生業においては、最近の 1 0 年間で発生件数が 2.7 倍に増加していることから、引き続き、腰痛予防対策の推進は重要な課題です。

このため、今般、福祉・医療分野における介護・看護作業、長時間の車両運転や建設機械の運転等の作業等を対象に、広く職場における腰痛の予防を一層推進するため、別添のとおり当該指針を改訂しました。

つきましては、内容をご了知いただきますとともに、関係事業場、関係者への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。その際、この通達の解説部分（参考を除く。）は、本文と一体のものとしてお取り扱いいただきますようお願いいたします。

(別添は省略)

厚生労働省医政局長
雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
老健局長
国土交通省土地・建設産業局長
鉄道局長
自動車局長
港湾局長
観光庁長官
総務省自治行政局長
情報流通行政局長

殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

職場における腰痛予防対策の推進について

職場における腰痛予防対策については、平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号「職場における腰痛予防対策の推進について」により「職場における腰痛予防対策指針」を示し、当該業務従事者に対する腰痛予防対策の指導に努めてきたところです。

この間、腰痛は、その発生件数は大きく減少したものの、依然として多くの業種で業務上疾病全体に占める割合が最も大きい疾病であり、一方、社会福祉施設をはじめとする保健衛生業においては、最近の 1 0 年間で発生件数が 2. 7 倍に増加していることから、引き続き、腰痛予防対策の推進は重要な課題です。

このため、今般、福祉・医療分野における介護・看護作業、長時間の車両運転や建設機械の運転の作業等を対象に、広く職場における腰痛の予防を一層推進するため、別添のとおり当該指針を改訂しました。

つきましては、内容をご了知いただきますとともに、関係業界、関係者への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。その際、この通達の解説部分（参考を除く。）は、本文と一体のものとしてお取り扱いいただきますようお願いいたします。

なお、別紙 1 のとおり別記の関係団体あて、別紙 2 のとおり都道府県等自治体あて通知しておりますので申し添えます。

(別添、別紙 1 及び別紙 2 は省略)

別紙 3

基発 0 6 1 8 第 4 号
平成 2 5 年 6 月 1 8 日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

職場における腰痛予防対策の推進について

平素、労働基準行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における腰痛予防対策については、平成 6 年 9 月 6 日付け基発第 547 号「職場における腰痛予防対策の推進について」により「職場における腰痛予防対策指針」を示し、当該業務従事者に対する腰痛予防対策の指導に努めてきたところです。

この間、腰痛は、その発生件数は大きく減少したものの、依然として多くの業種で業務上疾病全体に占める割合が最も大きい疾病であり、一方、社会福祉施設をはじめとする保健衛生業においては、最近の 1 0 年間で発生件数が 2.7 倍に増加していることから、引き続き、腰痛予防対策の推進は重要な課題です。

このため、今般、福祉・医療分野における介護・看護作業、長時間の車両運転や建設機械の運転の作業等を対象に、広く職場における腰痛の予防を一層推進するための対策として、別添のとおり当該指針を改訂しました。

つきましては、内容をご了知いただき、貴団体で働く労働者の対策の推進にご活用いただくほか、介護保険事業を所管する場合はその関係事業場を始めとした、関係者への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。その際、この通達の解説部分（参考を除く。）は、本文と一体のものとしてお取り扱いいただきますようお願いいたします。

なお、別紙 1 により厚生労働省関係局長あて、別紙 2 により介護関係団体等の長あて、別紙 3 により総務省地方公務員担当部局長等あて通知しておりますので申し添えます。

(別添、別紙 1 及び別紙 2 は省略)